

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

金沢市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

金沢市長

公表日

令和7年9月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、以下の事務を行う。</p> <p>①65才年齢到達や死亡・転入・転出等の資格異動に伴う被保険者資格の得喪認定 ②認定の申請に伴う認定調査、認定審査会による介護度の認定 ③所得等の情報を元にした軽減措置等の適用、保険料計算及び賦課 ④保険料の徴収、滞納整理 ⑤被保険者の介護サービス及び総合事業サービスの利用に関する給付</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務・介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)・介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第二百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務・介護保険法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護保険法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護保険法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護保険法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・介護保険法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務・介護保険法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務・介護保険法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務・介護保険法第二百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。)・介護保険法第二百十五条の四十五第十項又は第二百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務・介護保険法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務・介護保険法第二百三条第一項の資料の提供等の求めに関する事務 <p>前項第二号、第三号(介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第二百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除く。)、第六号、第七号(同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例に係る部分を除く。)及び第八号から第十号までの規定は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、これらの規定中「介護保険法」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法」と読み替えるものとする。</p> <p><中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容></p> <ul style="list-style-type: none">・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件)・番号法主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件)・番号法主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) <p><サービス検索・電子申請機能における事務の内容></p> <p>サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。</p>
③システムの名称	介護保険システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、認定審査会システム、アクセス、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の100の項
--------	--------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の2, 3, 4, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 145, 158, 161の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の131, 132の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉健康局介護保険課
②所属長の役職名	福祉健康局介護保険課長

6. 他の評価実施機関

請求先	金沢市総務局文書法制度課文書法制度係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話076-220-2348
-----	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

連絡先	福祉健康局介護保険課 電話076-220-2264
-----	---------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

適用した理由	[]適用した
--------	---------

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取得時には情報に誤りがないか確認を徹底することや、特定個人情報の照会時には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 本市の制定する「金沢市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程」、及び事業所管課が作成する「特定個人情報等取扱要領」により、特定個人情報等の漏洩、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な安全措置を定めている。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている]
[] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市市長公室広報広聴課	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係	事後	重要な変更項目でないため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高村 政博	甘池 昭義	事後	重要な変更でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤被保険者の介護サービスの利用に関する介護給付	⑤被保険者の介護サービス及び総合事業サービスの利用に関する給付	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)	介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務	介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付若しくは同条第三号の市町村特別給付又は同法第一百五十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費の支給に関する事務	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	介護保険法第百十五条の四十五の地域支援事業に関する事務(第一号から第三号まで及び次号に掲げるものを除く。) 介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(介護保険法第十八条第二号の予防給付に係る部分を除く。)	(介護保険法第十八条第二号の予防給付及び同法第百十五条の四十五の三第二項の第一号事業支給費に係る部分を除く。)	事後	重要な変更項目でないため
平成29年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 88, 90, 94, 95, 97, 109, 117, 120の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項	事後	重要な変更項目でないため
平成30年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 119の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 120(未施行)の項	事前	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉局介護保険課長 甘池 昭義	福祉局介護保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新設	事前	
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		<サービス検索・電子申請機能における事務の内容> サービス検索・電子申請機能から介護保険被保険者証等再交付申請書などの受理を行う。 を追加。	事前	
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 を追加。	事前	
令和1年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 120(未施行)の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117(未施行),120(未施行)の項	事前	
令和2年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117(未施行),120(未施行)の項	別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117,120の項	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	市税総合 オンラインデータベースシステム	税務システム	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	福祉局介護保険課 福祉局介護保険課長	福祉健康局介護保険課 福祉健康局介護保険課長	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	福祉局介護保険課	福祉健康局介護保険課	事後	重要な変更項目でないため
令和3年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の68の項	番号法第9条第1項 別表第1の99の項	事前	
令和3年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 108, 109, 117,120の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番68の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番99の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番99の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法第百十五条の四十五第五項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務	・介護保険法第百十五条の四十五第十項又は第百十五条の四十七第八項の利用料に関する事務	事後	
令和4年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、認定審査会システム、アクセス、サービス検索・電子申請機能	介護保険システム、番号連携システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、既存住民基本台帳システム、税務システム、認定審査会システム、アクセス、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和4年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の99の項	番号法第9条第1項 別表第1の100	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の概要	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表第1の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略> <中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) <略>	<略> また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の別表の項番100の規定により、以下の事務において個人番号を利用する。 <略> <中間サーバー・番号連携システムにおける事務の内容> ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(番号連携システム要件) ・番号法主務省令第2条の表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携システム、中間サーバー要件) ・番号法主務省令第2条の表に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携システム、中間サーバー要件) <略>	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の100の項	番号法第9条第1項 別表の100の項	事前	
令和6年12月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の1, 2, 3, 4, 5, 6, 9, 13, 24, 33, 37, 41, 46, 53, 56, 57, 72, 75, 78, 79, 104, 105, 116, 120, 124, 126, 130, 142, 143, 152, 155の項 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の123, 124の項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び主務省令第2条の表(主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 主務省令第2条の表の2, 3, 4, 6, 7, 11, 15, 27, 38, 42, 56, 65, 69, 70, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 116, 125, 128, 132, 137, 144, 145, 158, 161の項 (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 主務省令第2条の表の131, 132の項	事前	
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 1 対象者人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	
令和6年12月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事前	
令和7年9月5日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	金沢市都市政策局広報広聴課市政情報係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話 076-220-2348	金沢市総務局文書法制課文書法制係 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1 電話 076-220-2348	事後	重要な変更項目でないため